

柔道整復師(整骨院・接骨院)のかかり方について

整骨院や接骨院などで柔道整復師の施術を受ける場合、負傷の原因によって、国民健康保険を「使える場合」と、「使えない場合(全額自己負担)」があります。

○ 国保が使える場合

- ・外傷性のねんざ、打撲の施術
- ・医師の同意がある場合の骨折・脱臼の施術
- ・応急処置で行う骨折、脱臼の施術（応急手当後の施術には医師の同意が必要です）

× 国保が使えない場合（全額自己負担になります）

- ・単なる疲労や肩こり、腰痛
- ・スポーツなどによる筋肉疲労・筋肉痛
- ・病気（神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニアなど）による凝りや痛み
- ・脳疾患後遺症などの慢性病
- ・症状の改善のみられない長期の施術
- ・他の医療機関で同じ負傷等の治療中のもの
- ・仕事中や通勤途上に起きた負傷（労災保険からの給付になります）

☆ 施術を受けるときの注意 ☆

◆負傷の原因を正しく伝えましょう

国民健康保険の対象にならない場合があるので、施術を受ける前に、何が原因で負傷したのか柔道整復師にきちんと話しましょう。

◆「柔道整復施術療養費支給申請書」の内容をよく確認しましょう

療養費支給の間違いつながるおそれがありますので、申請書の施術内容欄（負傷原因、負傷名、施術日、金額）をよく確認してから署名または捺印してください。

◆領収証を必ずもらいましょう

国民健康保険を使った場合は、後日お送りする「医療費のお知らせ」の記載内容と、領収証の金額や日数の確認をしてください。記載が異なる場合は、国民健康保険課へご連絡ください。領収証は、医療費控除を受ける際にも必要になりますので、大事に保管しましょう。